

ホルムアルデヒド放散等級自主表示制度の開始について

日本フローポリッシュ工業会

平成15年7月に建築基準法が改正され、シックハウス対策を目的とするホルムアルデヒドについての規制が開始されました。ホルムアルデヒドの放散速度によって、内装仕上げに使用する建材の使用に制限を加えるもので、放散速度が最も遅い建材には「F☆☆☆☆」が認定され、その使用は「制限なし」とされました。

しかし、「F☆☆☆☆」表示は、建築基準法施行令第20条の5に基づく告示で定められた建築材料が対象となります。フローポリッシュは、建築基準法に規定される建築材料の対象外であることから、「F☆☆☆☆」表示の必要はありません。しかしながら、フローポリッシュは、屋内の居住空間に使用するものであるため、ホルムアルデヒドの放散について、一般消費者、施工業者、清掃業者の関心度は非常に高く、当工業会会員企業へも多数の問い合わせが寄せられています。

当工業会では、会員企業の販売する製品が、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染に配慮していることを認知していただくと共に、適正な製品を選択していただく指標とすることを目的として、ホルムアルデヒド放散等級表示の自主管理規定「JFPA F☆☆☆☆表示規約」を制定し、当工業会認定の「F☆☆☆☆」マークを自主的に表示する制度を平成20年7月1日から開始することとしました。

会員からの申請により、当工業会がホルムアルデヒド放散量の測定結果に基づき、審査、認定した製品について、自主的に「F☆☆☆☆」マークを表示するものです。

本制度の概要

1) 対象製品

JFPA規格-00「フローポリッシュ試験方法通則」に定義されたフローポリッシュで、「JFPA規格合格品表示規約」に従い、合格品表示の認定を受けている製品とする。

2) 適用条件

- ①ホルムアルデヒドを原材料として意図的に使用していないこと。
- ②ホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/\text{m}^2 \cdot \text{h}$ 以下であること。

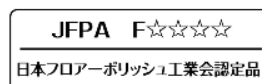
3) ホルムアルデヒドの測定（小型チャンバー法）

JFPA規格-19「揮発性有機化合物(VOC)及びホルムアルデヒド等の測定方法」に従って測定する。

4) F☆☆☆☆表示登録料

3,000円/1件

JFPA F☆☆☆☆ 表示マーク



以上